

九条の表も裏も輝かす安倍改憲の前進祈る

目的は生存基盤の充実・強化；多大な成果

日本郷友連盟 特別顧問 宝珠山 昇

本誌令和2年夏号：Vol.52における、宮崎貞行理事の「『憲法改正』が危機に間に合わない場合は、『憲法廃止』という奥の手がある」に対して、老生の理解と懸念を述べさせていただきます。

本稿中「加憲」は、「憲法第九条第2項にかかる戦力と交戦権を列国並みに保有していることを明確にし、自衛隊の正当性を鮮明にすること」に限定させていただきます。

また、「戦力と交戦権」は、主権国家固有の自然権であり、その実体は、知力、人力、装備力、補給力、施設力、訓練力の六要素の積であり、「解釈改憲」は、これらを、硬性憲法であるため加憲が実現していない国情等を踏まえ、生存環境などに対応しつつ、法律等、多数決を以て、現実的、具体的に充実・強化して行くものである、との理解を前提とさせていただきます。

○「種々の加憲案は、百害あって一利なし、むしろ改正しないで、これまでのように解釈改憲で行くほうがはるかにまし」と述べておられますが、両者は二者択一の関係ではなく、解釈改憲は加憲等が危機等に間に合わない等と判断される場合の政策手段の一つであると理解しています。

加憲の熱意が低下しているように見えますが、これまでより大きく前進していることは評価すべきでしょう。安倍政権は、解釈改憲により、平和安全保障法制、特定秘密保護法制などの充実等、加憲にも優る成果をあげています。憲法改正論議を活性化させています。これまでタブー視されてきた、反撃能力の保有、非核三原則の見直し、等の論議が公にできるようになっております。

○加憲も解釈改憲も、例示されている「国民がのど元に七首を突き付けられ、切羽詰まり、『平和』に浸ってきた『ゆでガエル』の迷妄」から少しでも早く

目覚め、日本国の生存基盤を充実・強化し、独立度・自律度を向上するための政策手段であると理解しています。(例示の「共産党中国が尖閣諸島に上陸、北朝鮮が日本の領土、領海にミサイルをぶち込む、アメリカが日米安保条約の破棄を通告」等の事態を未然に防止するためのものである。)

○「憲法廃止という奥の手」は、解釈改憲さえ行き詰まった状況への対応を意味し、分断、大混乱、第二の敗戦、第二の属国化等への道であり、ご提示の「日本の価値観を体現した新憲法を創る」道ではないと理解され、賛同できるものではありません。

○「憲法九条を守ってきたのは、——米国、米軍——」は、憲法成立の経緯等からして当然でしょう。いわゆる左翼は、知ってか知らずか、少なくとも結果的に日本弱体化などに利用されているでしょう。

○「吉田首相が退場を覚悟で、サンフランシスコ講和条約の締結と同時に憲法廃止を宣言しておけば、その後の苦しい憲法解釈をつづけなくても済んだ」は、少なくとも次の4点を忘却した暴論であると理解しています。

△ 締結時に憲法廃止を宣言すれば、諸国の批准を得られず、講和条約は発効せず、独立することはできなかった。

△ 昭和天皇のご聖断に忍従し、廃墟の中、食糧遅配も、種粃を食べつくす農家もある中、食うや食わずの「竹の子生活」を強いられていた、大日本帝国憲法、教育勅語等の下で育った、先人の無念さなどへの理解を著しく欠いている。

△ 国民は、飢餓、暴動、分断、共産化等の嵐にさらされたであろう。

△ 憲法は主権国家固有の自衛権を放棄などしたものではないとの基本姿勢を日本政府は堅持してきている。

○「種々の加憲案は、百害あって一利なし」との判定ですが、例えば、次に記します【加憲私案】は、自主・自立の憲法として満点のものではありませんが、半世紀以上も続いている不毛な改憲ごっこに終止符を打ち得るもの、“百害などなく、十分な利があるもの”と確信しています。

△これによって、義務教育教科書などに“自衛隊は憲法違反などとする論議がある”などの記述はできなくなります。自衛隊員の子供(中学生)が“お父さんの仕事は憲法違反なの？”などと問われることもある教育はできなくなります。反日勢力等の根城に激震を走らせることでしょう。

△憲法学者等も、国の防衛、平和を考える者は、「正義と秩序を基調とする国際平和が実現するまでは」に着目し、国際の生存環境を論じざるを得なくなり、九条二項に囚われて“平和安保法制は憲法違反だ”等と証言等して国民を惑わすことはできなくなります。

△より多くの国民が、生存環境、国際情勢等の実態に関心を持ち、理解を深め、国の防衛、平和の確保を、自らの問題として考える成人に成長する、他国依存の洗脳から目覚める、意識の改革を進めるでしょう。

△自衛隊の任務等に対する理解、敬意も深まり、知力、人力等の六要素の充実、戦力の強化等にも寄与するでしょう。

△このような加憲の効果は、解釈改憲ほどに短期には出ませんが、世代交代等とともに、独立度の向上等に現れることを期待できるでしょう。

○九条の2自衛隊加憲私案

これは、人類が数多の悲惨な戦争の中で得た、紛争を平和的手段により解決するための英知を反映した未来志向の普遍的理念を表明している第九条をそのまま生かし、同条の次に次の一条を加えるものです。

第九条の二 我が国は、前条第一項に規定する「正義と秩序を基調とする国際平和」が実現するまでは、前条第二項の規定にかかわらず、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、必要最小限の防衛力を保有する。

2 我が国は、内閣を代表する内閣総理大臣を最高指揮権者とし、前項に定める防衛力を以って、必要最小限度の自衛権を法律の定めるところにより行使する。

3 我が国は、第一項に定める防衛力を以って、国際社会が行う平和維持活動等に法律の定めるところにより貢献する。

補足説明:この私案はこれまでの政府統一見解等(解釈改憲)を追認するものです。第一項は、日本国憲法の超長期の目標、基本理念の一つである国際平和の理想像を肯定しつつ、現実の安保環境等に対応しての自衛権行使体制の保有を宣明し、内外に存在する自衛隊に対する偏見、誤解などを払拭するものです。

第二項及び第三項は、文民統制の下に、この防衛力を運用することを表明するものです。

なお、自衛権行使の限界、乱用・誤用の防止、専守防衛の基準、等については、技術進歩を含む生存環境の変化につれて揺れ動くものであり、また、その公表は利敵行為となるものを含んでおり、憲法、加憲、法律等とは別に定めるべきもの、国家、人類の永遠の課題であると考えています。

○日本国が、解釈改憲等の積み重ねにより、ご提示の「礼(霊)と和の国体物語を持った国」に復興、成長しつつあること、核兵器を別にすれば世界有数の戦力を保有しつつあること等を、諸国は警戒し、スパイ防止法がないこと等に付け入り、諸々の工作活動を続けているのではないのでしょうか。これらが、加憲等の熱意が、各界、各層において沸き上がってこない最大の理由ではないのでしょうか。

○宮崎氏は、上記のようなことはよく承知のことと推察されますが、本誌52号のような発信は、一部の反日的なメディア、有識者等の発信と同類とも思われ、“諸国などを利するもの”、等と懸念せざるを得ません。

ご提示の「素晴らしい国柄」と同旨かと理解しますが、“日本民族の遺風は、国民一丸となって日本を支え、民族・人種・宗教・出身等を超越した、独立自尊・相互尊重の平和な世界の構築に貢献することにある”と、奇麗ごとながら、教えられてきました。これらを、自国第一、弱肉強食、搾取、人種差別、約束不履行、利権追及等が横行している現実世界において、実現しようとする政策手段の一つ、加憲等を増進する発信を希望いたします。

(令和2(2020)年6月27日記)

【以上のような老生の呟についてご興味をお持ちいただける方は、(<https://natdef.exblog.jp/>)の「憲法改正(私論)」欄などを参照ください。